付属書3　　技術基準適合証明及び工事設計認証についての手数料

1.技術基準適合証明手数料

1.1 技術基準適合証明手数料（申込設備を提出する場合）

（単位：円）

種別	略称		証明料	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 （1台あたり）	証明ラベル 費用 （1台あたり）
第2条第1項第1号の9	SSB		90,000	180,000	90,000	20
第2条第1項第1号の10	デジタル			180,000	90,000	
第2条第1項第1号の11	F3E等			180,000	90,000	
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク			180,000	90,000	
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			180,000	90,000	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB			180,000	90,000	
第2条第1項第1号の14	SSB			180,000	90,000	
第2条第1項第1号の15	F3E等			180,000	90,000	
第2条第1項第2号	無線標定			480,000	240,000	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ			180,000	90,000	
第2条第1項第3号	市民ラジオ			180,000	90,000	
第2条第1項第3号の2	気象援助局			180,000	90,000	
第2条第1項第4号の2	簡易無線			180,000	90,000	
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線			180,000	90,000	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線			180,000	90,000	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)			180,000	90,000	
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR			480,000	240,000	
第2条第1項第6号	構内無線			180,000	90,000	
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)			180,000	90,000	
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			180,000	90,000	
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）		180,000	90,000	
		（子機）		180,000	90,000	
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注3)	13GHz未満		180,000	90,000	
		13GHz以上25GHz未満		280,000	90,000	
		25GHz以上		600,000	300,000	
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局			180,000	90,000	
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局			240,000	120,000	
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)			180,000	90,000	
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)			180,000	90,000	
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局			280,000	140,000	
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EVDO)携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA) 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局（中継）			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局			280,000	140,000	
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局			180,000	90,000	
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等			280,000	140,000	

第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		280,000	140,000
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局		480,000	240,000
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局		560,000	280,000
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局		900,000	450,000
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局		900,000	450,000
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局		480,000	240,000
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局		560,000	280,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		180,000	90,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		180,000	90,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)		180,000	90,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)		180,000	90,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局		480,000	240,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		580,000	290,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		480,000	140,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		180,000	90,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		180,000	90,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		480,000	240,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		180,000	90,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム		180,000	90,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		180,000	90,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		180,000	90,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		180,000	90,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム		280,000	140,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		600,000	300,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)		600,000	300,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		180,000	90,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		180,000	90,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		180,000	90,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		180,000	90,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		180,000	90,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		180,000	90,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)		180,000	90,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		180,000	90,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局		180,000	90,000
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等		180,000	90,000
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等		280,000	140,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	(親機)	280,000	140,000
		(子機)	280,000	140,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	(親機)	280,000	140,000
		(子機)	280,000	140,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	(親機)	280,000	140,000
		(子機)	280,000	140,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		280,000	140,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		280,000	140,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		280,000	140,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		280,000	140,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		480,000	240,000
第2条第1項第25号	RZSSB		240,000	120,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		240,000	120,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		240,000	120,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		240,000	120,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		240,000	120,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		240,000	120,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		180,000	90,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		180,000	90,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)		180,000	90,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)		180,000	90,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		180,000	90,000
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		180,000	90,000
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局		180,000	90,000
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)		180,000	90,000
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)		180,000	90,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)		180,000	90,000
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)		180,000	90,000
第2条第1項第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)		180,000	90,000
第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200mW以下)(第4種レーダー)		180,000	90,000
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170W以下かつP0N,Q0N又はV0N)(第4種レーダー)		180,000	90,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		180,000	90,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		180,000	90,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		180,000	90,000
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		180,000	90,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		180,000	90,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		480,000	240,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		480,000	240,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		480,000	240,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		480,000	240,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		180,000	90,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		280,000	140,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		180,000	90,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		180,000	90,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		180,000	90,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		180,000	90,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等		480,000	240,000

第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局		480,000	240,000	
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		480,000	240,000	
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		480,000	240,000	
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		180,000	90,000	
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム		280,000	140,000	
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		280,000	140,000	
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)		280,000	140,000	
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)		280,000	140,000	
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		280,000	140,000	
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等		280,000	140,000	
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局		180,000	90,000	
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		280,000	140,000	
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		280,000	140,000	
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等		280,000	140,000	
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局		180,000	90,000	
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		280,000	140,000	
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		280,000	140,000	
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)		180,000	90,000	
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局		480,000	240,000	
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局		560,000	280,000	
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー		280,000	140,000	
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)		280,000	140,000	
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局		280,000	140,000	
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィラー		280,000	140,000	
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		280,000	140,000	
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)		180,000	90,000	
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)		180,000	90,000	
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		280,000	140,000	
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)		280,000	140,000	
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		180,000	90,000	
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)		180,000	90,000	
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局		280,000	140,000	
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局		180,000	90,000	
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局		480,000	240,000	
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局		480,000	240,000	
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局		280,000	140,000	
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識		180,000	90,000	
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局		180,000	90,000	
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局		180,000	90,000	
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局		180,000	90,000	
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム		180,000	90,000	
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局		180,000	90,000	
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局		180,000	90,000	
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局		180,000	90,000	
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置		180,000	90,000	
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備		180,000	90,000	
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)		180,000	90,000	
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)		180,000	90,000	
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)		180,000	90,000	

注1. 技術基準適合証明の一回の申込台数は500台までとする。
注2. 証明手数料＝証明料＋サンプル数分の試験料＋証明台数のラベル費
注3.「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯／ミリ波レーダー、
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

1.2 技術基準適合証明手数料(試験結果等を添付した場合の申込み)

(単位:円)

種別	略称		証明手数料		
			証明料	試験結果通知書及び試験結果データ評価料(1台あたり)	証明ラベル費用 (1台あたり)
第2条第1項第1号の9	SSB		90,000	25,000	20
第2条第1項第1号の10	デジタル				
第2条第1項第1号の11	F3E等				
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の13	海上用DSB				
第2条第1項第1号の14	SSB				
第2条第1項第1号の15	F3E等				
第2条第1項第2号	無線標定				
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ				
第2条第1項第3号	市民ラジオ				
第2条第1項第3号の2	気象援助局				
第2条第1項第4号の2	簡易無線				
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線				
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線				
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)				
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局				
第2条第1項第5号	50GHz帯CR				
第2条第1項第6号	構内無線				
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)				
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)				
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)			
		(子機)			
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注3)	13GHz未満			
		13GHz以上25GHz未満			
		25GHz以上			
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局				
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局				
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)				
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)				
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局				
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等				
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携 帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局				
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等				
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局				
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等				
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局				
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等				
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局				
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等				
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)				
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)				
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)				
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局				
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)				
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局				
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局				

第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局	
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局	
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局	
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局	
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)	
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)	
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)	
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)	
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)	
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局	
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等	
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	(親機)
		(子機)
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	(親機)
		(子機)
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	(親機)
		(子機)
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	
第2条第1項第23号	PHS基地局	
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	
第2条第1項第25号	RZSSB	
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)	
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)	
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)	
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)	
第2条第1項第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)	
第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200mW以下)(第4種レーダー)	
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170W以下かつP0N,Q0N又はV0N)(第4種レーダー)	
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局	
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	

第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局			
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局			
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)			
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)			
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等			
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局			
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局			
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム			
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム			
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム			
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)			
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)			
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局			
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等			
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局			
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局			
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局			
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等			
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局			
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局			
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局			
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局			
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局			
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局			
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー			
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)			
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局			
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィラー			
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置			
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)			
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)			
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局			
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)			
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)			
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局			
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局			
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局			
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局			
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局			
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識			
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局			
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局			
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局			
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム			
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局			
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局			
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局			
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置			
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備			
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)			
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)			
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)			

注1. 技術適合証明の一回の申込台数は500台までとする。
注2. 証明手数料＝証明料＋サンプル数分の試験結果通知書等審査料＋証明台数のラベル費
注3.「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯／ミリ波レーダー、
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

1.3 技術基準適合証明特性試験のサンプリング

（1）サンプリングは、原則としてJIS Z9015に規定する計数調整型1回抜取検査方法に準拠して行うものとする。
（2）サンプルの抜き取りは、サンプルに番号付けが可能なものについては乱数表を使用するものとし、
　　番号付けが不適当なものについては直感によるランダムサンプリングを行う。
（3）直感によるサンプリングを行う場合は、ロットの代表となるよう、サンプルの品質・性能傾向を把握するとともに、
　　品物を箱から出して並べる等して同じ機会で抜取が行われるようにする。
（4）サンプリングを行うロットについて、何らかの層別を行うべき論理的基準がある場合は、それに従ってサブロット
　　に分けサンプリングを行う。
（5）次の場合は全数検査を行う。
　a. サンプリング品の試験結果が当該サンプルの基準に適合にしないものが1台でもある場合。
　b. サンプルの試験データ等から、品質が均一でないと認められる場合
（6）サンプルの抜取数は下表による。

抜取台数

申込台数	抜 取	備 考
1～2	全数	
3～25	2	
26～50	3	
51～90	5	
91～150	8	
151～280	13	
281～500	20	

2.工事設計認証の認証手数料
2.1 新規工事設計認証

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果通知書等を提出する場合
第2条第1項第1号の9	SSB		530,000	350,000
第2条第1項第1号の10	デジタル		530,000	350,000
第2条第1項第1号の11	F3E等		530,000	350,000
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		530,000	350,000
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		530,000	350,000
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		530,000	350,000
第2条第1項第1号の14	SSB		530,000	350,000
第2条第1項第1号の15	F3E等		530,000	350,000
第2条第1項第2号	無線標定		830,000	350,000
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		530,000	350,000
第2条第1項第3号	市民ラジオ		470,000	290,000
第2条第1項第3号の2	気象援助局		530,000	350,000
第2条第1項第4号の2	簡易無線		530,000	350,000
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		530,000	350,000
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		530,000	350,000
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		530,000	350,000
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局		530,000	350,000
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		830,000	350,000
第2条第1項第6号	構内無線		530,000	350,000
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		530,000	350,000
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		530,000	350,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）	470,000	290,000
		（子機）	470,000	290,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	470,000	290,000
		13GHz以上25GHz未満	570,000	290,000
		25GHz以上	890,000	290,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		470,000	290,000
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		530,000	290,000
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)		470,000	290,000
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)		470,000	290,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信中継を行なう無線局		630,000	350,000
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯 無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯 無線通信用フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		630,000	350,000
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		630,000	350,000
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局（中継）		470,000	290,000
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局		630,000	350,000
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局		630,000	350,000

第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局		850,000	290,000
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局		1,250,000	350,000
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局		1,190,000	290,000
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局		850,000	290,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		530,000	350,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		470,000	290,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）		470,000	290,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）		470,000	290,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等		830,000	350,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		870,000	290,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		830,000	350,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		530,000	350,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		530,000	350,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		830,000	350,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		470,000	290,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム		470,000	290,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）		470,000	290,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）		470,000	290,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		470,000	290,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム		570,000	290,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		890,000	290,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム（10mW以下）		890,000	290,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）		470,000	290,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局		530,000	350,000
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等		470,000	290,000
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等		630,000	350,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）	570,000	290,000
		（子機）	570,000	290,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）	（親機）	570,000	290,000
		（子機）	570,000	290,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	（親機）	570,000	290,000
		（子機）	570,000	290,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		570,000	290,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		630,000	350,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		630,000	350,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		630,000	350,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		830,000	350,000
第2条第1項第25号	RZSSB		590,000	350,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		530,000	290,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		530,000	290,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		590,000	350,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		530,000	290,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		530,000	290,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		530,000	350,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		530,000	350,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局（非静止）（高度500km）		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局（非静止）（高度1200km）		470,000	290,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー（第3種レーダー）		530,000	350,000
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー（第3種レーダー）		530,000	350,000
第2条第1項第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー（第4種レーダー）		530,000	350,000
第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー（200mW以下）（第4種レーダー）		530,000	350,000
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー（170W以下かつP0N,Q0N又はV0N）（第4種レーダー）		530,000	350,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局（船上地球局）		470,000	290,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		470,000	290,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		830,000	350,000

第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	470,000	290,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	630,000	350,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	470,000	290,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	530,000	350,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	470,000	290,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	530,000	350,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	830,000	350,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	830,000	350,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	830,000	350,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	570,000	290,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	570,000	290,000
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)	570,000	290,000
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)	570,000	290,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	630,000	350,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)	470,000	290,000
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	830,000	350,000
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	850,000	290,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	630,000	350,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)	630,000	350,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	630,000	350,000
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィラー	630,000	350,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	630,000	350,000
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)	530,000	350,000
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)	530,000	350,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	630,000	350,000
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)	630,000	350,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)	470,000	290,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	630,000	350,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	830,000	350,000
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局	630,000	350,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	630,000	350,000
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局	530,000	350,000
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局	530,000	350,000
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局	530,000	350,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	470,000	290,000
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	470,000	290,000
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	470,000	290,000
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	530,000	350,000
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	530,000	350,000
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	470,000	290,000
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)	470,000	290,000
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)	470,000	290,000

注1.「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯／ミリ波レーダー、
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

2.2 軽微な変更の工事の工事設計認証（付属書2の軽微な変更の工事設計認証に係る事項）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料
第2条第1項第1号の9	SSB		90,000
第2条第1項第1号の10	デジタル		
第2条第1項第1号の11	F3E等		
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		
第2条第1項第1号の14	SSB		
第2条第1項第1号の15	F3E等		
第2条第1項第2号	無線標定		
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		
第2条第1項第3号	市民ラジオ		
第2条第1項第3号の2	気象援助局		
第2条第1項第4号の2	簡易無線		
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局		
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		
第2条第1項第6号	構内無線		
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）	
		（子機）	
第2条第1項第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	
		13GHz以上25GHz未満	
		25GHz以上	
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)		
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)		
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局		
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等		
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局		
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等		
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局		
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局（中継）		
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局		

第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局	
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局	
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局	
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局	
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）	
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）	
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
(旧)第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
(旧)第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	
(旧)第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4 の2	60GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4 の3	60GHz帯小電力データ通信システム（10mW以下）	
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局	
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等	
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）
		（子機）
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）	（親機）
		（子機）
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	（親機）
		（子機）
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	
第2条第1項第23号	PHS基地局	
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	
第2条第1項第25号	RZSSB	
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局（非静止）(高度500km)	
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局（非静止）(高度1200km)	
第2条第1項第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)	

第2条第1項第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)	
第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200mW以下)(第4種レーダー)	
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170W以下かつP0N,Q0N又はV0N)(第4種レーダー)	
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局	
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線	
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)	
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)	
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局	
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)	
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)	
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィラー	
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)	
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)	
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)	
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)	
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局	
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局	
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局	
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局	
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)	
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)	

注1.「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯／ミリ波レーダー、
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

2.3 変更の工事の工事設計認証（付属書2の変更の工事に係る事項）

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果通知等を提出する場合
第2条第1項第1号の9	SSB		450,000	270,000
第2条第1項第1号の10	デジタル		450,000	270,000
第2条第1項第1号の11	F3E等		450,000	270,000
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		450,000	270,000
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		450,000	270,000
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		450,000	270,000
第2条第1項第1号の14	SSB		450,000	270,000
第2条第1項第1号の15	F3E等		450,000	270,000
第2条第1項第2号	無線標定		750,000	270,000
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		450,000	270,000
第2条第1項第3号	市民ラジオ		390,000	210,000
第2条第1項第3号の2	気象援助局		450,000	270,000
第2条第1項第4号の2	簡易無線		450,000	270,000
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		450,000	270,000
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		450,000	270,000
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		450,000	270,000
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局		450,000	270,000
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		750,000	270,000
第2条第1項第6号	構内無線		450,000	270,000
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		450,000	270,000
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		450,000	270,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	（親機）	390,000	210,000
		（子機）	390,000	210,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器（注1）	13GHz未満	390,000	210,000
		13GHz以上25GHz未満	490,000	210,000
		25GHz以上	810,000	210,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		390,000	210,000
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		450,000	210,000
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)		390,000	210,000
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)		390,000	210,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局		550,000	270,000
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携 帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		550,000	270,000
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局（中継）		390,000	210,000
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局		550,000	270,000
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等		550,000	270,000

第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局		770,000	210,000
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局		1,170,000	270,000
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局		1,110,000	210,000
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局		770,000	210,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		450,000	270,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		390,000	210,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)		390,000	210,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)		390,000	210,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等		750,000	270,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		790,000	210,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		750,000	270,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		450,000	270,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		450,000	270,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		750,000	270,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
(旧)第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
(旧)第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
(旧)第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム		490,000	210,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		810,000	210,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)		810,000	210,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局		450,000	270,000
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等		390,000	210,000
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等		550,000	270,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	(親機)	490,000	210,000
		(子機)	490,000	210,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	(親機)	490,000	210,000
		(子機)	490,000	210,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	(親機)	490,000	210,000
		(子機)	490,000	210,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		490,000	210,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		550,000	270,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		550,000	270,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		550,000	270,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		750,000	270,000
第2条第1項第25号	RZSSB		510,000	270,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		450,000	210,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		450,000	210,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		510,000	270,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		450,000	210,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		450,000	210,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		450,000	270,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		450,000	270,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200mW以下)(第4種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170W以下かつP0N,Q0N又はV0N)(第4種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		390,000	210,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		390,000	210,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		390,000	210,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		550,000	270,000

第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	390,000	210,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	450,000	270,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	390,000	210,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	450,000	270,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	750,000	270,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	750,000	270,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	750,000	270,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	750,000	270,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	490,000	210,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	490,000	210,000
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)	490,000	210,000
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)	490,000	210,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	550,000	270,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	750,000	270,000
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	770,000	210,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	550,000	270,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)	550,000	270,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	550,000	270,000
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィラー	550,000	270,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	550,000	270,000
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)	450,000	270,000
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)	450,000	270,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	550,000	270,000
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)	550,000	270,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)	390,000	210,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	550,000	270,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	750,000	270,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	750,000	270,000
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局	550,000	270,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	550,000	270,000
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局	450,000	270,000
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局	450,000	270,000
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局	450,000	270,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	390,000	210,000
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	390,000	210,000
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	390,000	210,000
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	450,000	270,000
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	450,000	270,000
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	390,000	210,000
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)	390,000	210,000
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)	390,000	210,000

注1.「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯／ミリ波レーダー、
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

2.4 製造場所の変更及び追加、型式名称の変更及び製造者名等の変更の認証

（単位：円）

種別	略称		認証手数料	
			製造場所等の変更	型式名称等の変更
第2条第1項第1号の9	SSB		50,000	50,000
第2条第1項第1号の10	デジタル			
第2条第1項第1号の11	F3E等			
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク			
第2条第1項第1号の13	海上用DSB			
第2条第1項第1号の14	SSB			
第2条第1項第1号の15	F3E等			
第2条第1項第2号	無線標定			
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ			
第2条第1項第3号	市民ラジオ			
第2条第1項第3号の2	気象援助局			
第2条第1項第4号の2	簡易無線			
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線			
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線			
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局			
第2条第1項第5号	50GHz帯CR			
第2条第1項第6号	構内無線			
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)			
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)			
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)		
		(子機)		
第2条第1項第8号	特定小電力機器(注1)	13GHz未満		
		13GHz以上25GHz未満		
		25GHz以上		
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局			
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局			
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)			
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)			
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局			
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等			
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局			
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局			
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等			
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局			
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等			
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局			
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局			
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局			
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等			
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局			
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)			
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)			
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)			
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局			
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局（中継）			
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局			

第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局	
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局	
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局	
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局	
第2条第1項第12号	アマチュア無線局	
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局（静止/オムニトラックス）	
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止/オーブコム）	
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	
第2条第1項第17号	非常警報用固定局	
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局	
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム（模型飛行機無線操縦用）	
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
(旧)第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
(旧)第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	
(旧)第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4 の2	60GHz帯小電力データ通信システム	
第2条第1項第19号の4 の3	60GHz帯小電力データ通信システム（10mW以下）	
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)	
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局（0.2マイクロワット以下）	
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局	
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局	
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等	
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等	
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話（狭帯域TDMA）	（親機）
		（子機）
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話（広帯域TDMA）	（親機）
		（子機）
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	（親機）
		（子機）
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局	
第2条第1項第23号	PHS基地局	
第2条第1項第23号の2	PHS中継局	
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等	
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局	
第2条第1項第25号	RZSSB	
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局	
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局（非静止）(高度500km)	
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局（非静止）(高度1200km)	
第2条第1項第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)	
第2条第1項第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)	

第2条第1項第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200mW以下)(第4種レーダー)		
第2条第1項第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170W以下かつP0N,Q0N又はV0N)(第4種レーダー)		
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等		
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)		
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)		
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局		
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等		
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局		
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等		
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局		
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)		
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局		
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局		
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー		
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)		
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局		
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィラー		
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)		
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)		
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)		
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)		
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局		
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局		
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局		
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局		
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識		
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局		
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局		
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム		
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局		
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局		
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局		
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置		
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備		
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)		
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)		
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)		

注1.「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯／ミリ波レーダー、
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

3.証明、認証ラベルの料金

(1) 技術基準適合証明の場合は、当社にて申込台数のラベルを発行しラベルを機器に付します。
証明ラベルの費用は本別表1-1及び1-2に記載されている証明ラベル費用となります。

(2) 工事設計認証の場合は、申込者自身で認証ラベルを作成し、認証された機器に付すことができます。
尚、申込者の希望により当社準備の認証ラベルを100枚単位にて購入することが出来ます。
認証ラベルの料金は、20円／1枚（消費税抜き）となります。

4.その他の料金

(1) 証明書、認証書の再発行
各種様式にある別表第8号又は第8号の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。
再発行手数料は、5，000円です。なお、再発行した証明書や認証書には、再発行した旨を記載させていただきます。

(2) 複写文書の提供
ご要望に応じ、試験結果等の複写を提供させていただきます。ただし提供の際、有償とさせていただく場合がありますので、
仔細につきましては、担当者にご相談ください。

(3) 技術基準適合証明及び工事設計認証の特性試験に係る追加料金
1. アンテナー体型試験方法による場合は、追加費用が発生します。
2. 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施する場合、追加費用が発生します。
3. 比吸収率の試験を実施する場合、追加費用が発生します。
4. 動的周波数選択機能（DFS)試験を実施する場合、追加費用が発生します。
5. 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器で追加で試験を実施した場合、追加費用が発生します。
6. 証明規則別表第1号に定める受信装置の試験項目のうち、副次発射以外の諸特性を測定する場合、追加費用が発生します。

(4) 技術基準適合証明及び工事設計認証に係る減額等
1. 複合無線設備（一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。）に係る申込みの場合、複合無線設備を構成する無線設備の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料の額の1／2を加算した額といたします。
2. 既認証設備の類似申告等で、個別手数料の設定が合理的であると判断した場合は、手数料を別途設定いたします。
3. 前年度（1月1日から12月31日まで）の申込み（変更申込みを含む）の処理件数が20件以上の場合には、本年度の申込手数料については、10%を割引き致します（試験料金は対象外）。

(5) 出張業務費用、旅費、宿泊費、日当等
当社の定める旅費規定によります。
本件に関わる料金については、ご依頼の際あるいは当社より打診する際担当者より提示させていただきます。

(6) 証明・認証業務範囲外の内容（必要と認め実施する試験或いは再審査を含むその他の業務）が含まれていた或いは発生した場合、
その内容に係る業務の実施は、係る業務費用について申請者及び当社間で合意した後とし、その費用は別途請求させていただきます。

5.手数料の支払いについて

認証書発行日以降、当社経理部より請求書を発行いたします。
支払い期限日までにに当社指定銀行口座へ請求書に記載の金額をお振り込みください。